

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）の施行に関し、空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成27年総務省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(報告の徴収)

第2条 法第9条第2項の規定による報告の徴収は、空家等に係る事項に関する報告徴収書（様式第1号）により行うものとする。

(立入調査の通知)

第3条 法第9条第3項の規定による通知は、空家等立入調査通知書（様式第2号）により行うものとする。

(立入調査員証)

第4条 法第9条第4項の身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第3号）とする。

(助言又は指導)

第5条 法第22条第1項の助言又は指導は、助言（指導）書（様式第4号）により行うものとする。

(勧告)

第6条 法第22条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第5号）により行うものとする。

(命令)

第7条 法第22条第3項の規定による命令は、命令書（様式第6号）により行うものとする。

(意見書)

第8条 法第22条第4項の意見書は、意見書（様式第7号）とする。

(事前通知書)

第9条 法第22条第4項の通知書は、命令に係る事前通知書（様式第8号）とする。

(意見聴取請求)

第10条 法第22条第5項の規定による請求は、意見聴取請求書（様式第9号）により行うものとする。

(意見聴取通知)

第11条 法第22条第7項の規定による通知は、意見聴取実施通知書（様式第10号）により行うものとする。

(標識)

第12条 法第22条第13項の標識は、標識（様式第11号）とする。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年規則第46号抄）

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和6年2月14日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。